特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	明石市　個人住民税課税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
明石市は、個人住民税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	―

評価実施機関名
明石市長

公表日
令和4年8月18日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税に関する事務
②事務の概要	個人住民税は、地方税法に基づき、その年の1月1日（賦課期日）現在、本市内に住所を有する者、又は本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者に対して課税を行うものである。 また、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は次のとおりである。 ①　課税資料（個人住民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等）を収受する。 ②　課税資料の画像及び内容をデータ化する。 ③　課税資料を賦課期日現在の宛名情報と結び付ける。 ④　賦課期日現在、本市内に住民登録がない者について、本市に課税権がないと判断した場合は、住民登録地に課税資料を回送する。 ⑤　賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 ⑥　住民登録外課税を行った者の住民登録地に、本市が個人住民税を課税した旨を通知する。 ⑦　給与に係る特別徴収義務者及び公的年金等に係る特別徴収義務者に、特別徴収税額を通知する。 ⑧　給与に係る特別徴収納税義務者に対し、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ⑨　普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 ⑩　納税義務者から修正申告等がなされた場合には、賦課更正を行い、税額変更通知書を送付する。 ⑪　扶養判定処理を行う。賦課期日現在、他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し所得照会を行い、扶養要件を確認する。 ⑫　特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し税額通知書を送付する。 ⑬　年金に係る特別徴収納税義務者が死亡した場合等には、年金保険者に対し、特別徴収停止通知を送付する。また、特別徴収されないこととなった税額については普通徴収に繰り入れ、税額通知書を送付する。 ⑭　給与支払報告書の未提出事業所に対し、報告書の提出指導や調査を行う。 ⑮　未申告者に対し、個人住民税申告書を送付し、申告を促す。 ⑯　生活保護法により扶助を受ける場合など減免事由に該当する場合は、減免申請書を受付け減免を行う。 ⑰　納税者からの申請により所得証明書を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム　中間サーバー　共通宛名システム　共通基盤システム　団体内統合宛名システム 住民基本台帳ネットワークシステム　国税連携システム　審査システム　証明書コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4） ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①総務局税務室市民税課　②総務局総務管理室情報管理課
②所属長の役職名	①課長　　②課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市　政策局　市民相談室　行政情報センター 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 TEL　078-918-5003

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市　総務局　税務室　市民税課 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 TEL　078-918-5013

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（以下略） ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条第1号、第2号、第3号及び第4号	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第22条の3、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3） ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	事後	
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部税務室市民税課　総務部情報管理課	総務局税務室市民税課　総務局総務管理室情報管理課	事後	
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	森田　康裕　　後藤　省一	上東　弘明　　後藤　省一	事後	
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市　政策部　市民相談室　行政情報センター 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 ℡　078-918-5003	明石市　政策局　市民相談室　行政情報センター 〒673-0891　明石市中崎1丁目5番1号 ℡　078-918-5003	事後	
平成29年5月29日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市　財務部　税務室　市民税課 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 ℡　078-918-5013	明石市　総務局　税務室　市民税課 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 ℡　078-918-5013	事後	
平成30年5月8日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	上東　弘明　　後藤　省一	宮下　俊一　　後藤　省一	事後	
令和1年6月21日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	宮下　俊一　　後藤　省一	①課長　　②課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	（新規）	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 2. 特定個人情報の入手	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 3. 特定個人情報の使用	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	（新規）	十分である	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 8. 監査	（新規）	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	Ⅳ　リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	（新規）	十分に行っている	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月18日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、63、64、65、66、67、70、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、116、119の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、　第22条、第22条の2、第22条の3、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3） ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3） ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	事後	
令和2年6月18日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市　政策局　市民相談室　行政情報センター 〒673-0891　明石市中崎1丁目5番1号 ℡　078-918-5003	明石市　政策局　市民相談室　行政情報センター 〒673-8686　明石市中崎1丁目5番1号 ℡　078-918-5003	事後	
令和3年3月30日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム　中間サーバー　共通宛名システム　共通連携システム　統合宛名システム　　住民基本台帳ネットワークシステム　国税連携システム　審査システム　課税資料検索閲覧システム	個人住民税システム　中間サーバー　共通宛名システム　共通基盤システム　統合宛名システム　　住民基本台帳ネットワークシステム　国税連携システム　審査システム	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3） ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3） ＜情報照会の根拠＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第20条	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日　時点	令和2年12月1日　時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日　時点	令和2年12月1日　時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3） ＜情報照会の根拠＞ 以下省略	＜情報提供の根拠＞ ・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二の第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号（第1条、第2条、第3条　第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、　第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4） ＜情報照会の根拠＞ 以下省略	事後	
令和4年5月17日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム　中間サーバー　共通宛名システム　共通基盤システム　統合宛名システム　　住民基本台帳ネットワークシステム　国税連携システム　審査システム	個人住民税システム　中間サーバー　共通宛名システム　共通基盤システム　団体内統合宛名システム　住民基本台帳ネットワークシステム　国税連携システム　審査システム	事後	システム名の変更に関する軽微な修正
令和4年8月18日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	個人住民税システム　中間サーバー　共通宛名システム　共通基盤システム　団体内統合宛名システム　住民基本台帳ネットワークシステム　国税連携システム　審査システム	個人住民税システム　中間サーバー　共通宛名システム　共通基盤システム　団体内統合宛名システム　住民基本台帳ネットワークシステム　国税連携システム　審査システム　証明書コンビニ交付システム	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日　時点	令和4年5月1日　時点	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日　時点	令和4年5月1日　時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更